

## 勝山市子ども・子育て支援審議会 の概要

- (1) 目的 子ども・子育て支援法に基づき、勝山市が定める子ども・子育て支援事業計画に関する審議、評価及び見直し等を行い、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、実施状況を審議を行う。今年度は「第3期子ども・子育て支援事業計画」及び「こども計画」の策定を行う
- (2) 組織 15人以内
- (3) 任期 3年（令和6年5月27日～令和9年5月26日）
- (4) 根拠 子ども・子育て支援審議会条例（別紙参照）  
子ども・子育て支援審議会の組織及び運営に関する規則（別紙参照）
- (5) 報酬 4,700円/回（別途、費用弁償（旅費）あり）  
※公職にある者を除く
- (6) 開催回数 年5回程度（事業計画策定など）※事業審議、評価及び見直しの年は1～2回程度
- (7) これまでの経過等
  - 平成25年度に同審議会を設置
  - 「第1期子ども・子育て支援事業計画」（事業期間：H27～H31）の策定にあたり提言
  - 「第2期子ども・子育て支援事業計画」（事業期間：R2～R6）の策定にあたり提言
  - 令和5年度より子ども・子育て支援審議会を教育委員会の附属機関となる
  - 令和6年度は「第3期子ども・子育て支援事業計画」、「こども計画」（計画期間：R7～11）策定にかかる提言